

## 原子力関係の新法令

菊池, 勇夫  
九州大学法学部 : 教授

<https://doi.org/10.15017/1330>

---

出版情報 : 法政研究. 24 (4), pp.103-109, 1958-03-20. 九州大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :

## 原子力関係の新法令

菊池勇夫

後の法律は昭和三十三年四月一日に施行されるので関係の政令や規則が多数制定された。

(\*) 日本の原子力法については、私の『原子力法学の展望——特にその社会法的问题の研究——』、九州大学法学部三十周年記念論文集「法と政治の研究」二八五頁以下参照。

## 二

原子力基本法(昭和三十年法一八六号)は、第五章「核燃料物質の管理」で、核燃料物質に関する規制(法、一)と核燃料物質の譲渡命令(法、一)を、第六章「原子炉の管理」で、「原子炉の建設等の規制」(法、一四条か)を、第八章「放射線による障害の防止」で、「放射線による障害の防止措置」(法、二)を、それぞれ「別に法律で定める」こととしてそれにゆづっている。これらに基づく法律として制定されたのが、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法、一六六号)と放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年法、一六七号)である。

前の法律は昭和三十三年十二月九日施行され、

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の施行。

この法律は、八章八十三条と附則十一条から成り、「公布の日から起算して六月をこえない範囲内において法令で定める日から施行する」ことになっていた(附則第一、条本文)。

右の政令は、昭和三十三年十一月二十一日政令第三百二

十三号として制定され、この法律の施行期日を昭和三十三年十二月九日とした。ただし、原子炉主任技術者免状の交付（法、四一）、同技術者試験（法、四一）、これに関する手数料（法、七五、五号、六号）の規定だけは、この法律公布の日（昭和三十三年六月十日）から施行された。

施行関係の政令としては左のようなものが制定され、いづれも十二月九日から施行された。

**核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令**（昭和三二、一一、二二）  
（政令三二、四号）

**核燃料物質、核原料物質及び原子炉の定義に関する政令**（昭和三二、一一、二二）  
（政令三二、五号）

また昭和三十三年十二月九日の官報で次の諸規則が公布され、公布の日から施行された。

**核燃料物質の加工の事業に関する規則**

（昭和三二、一二、九）  
（総理府令八二号）

**原子炉の設置、運転等に関する規則**（昭和三二、一二、九）  
（総理府令八三号）

**核燃料物質の使用等に関する規則**（昭和三二、一二、九）  
（総理府令八四号）

**核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則**

（昭和三二、一二、九）  
（総理府令、通産省令一号）

**発電用原子炉施設規則**（昭和三二、一二、九）  
（通産省令五二号）

この法律の第一章総則には目的をかかげて、「原子力基本法の精神にのっとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られ、かつ、これらの利用が計画的に行われることを確保し、あわせてこれらによる災害を防止して公共の安全を図るために、製錬、加工及び再処理の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関する必要な規制を行うこと」とする（法、一条）。次に定義として「原子力」、「核燃料物質」、「核原料物質」、「原子炉」、「製錬」、「加工」、「再処理」の意味を規定する（法、二条）。これらの定義のうち、「原子力」については基本法第三条第一号の規定する「原子核変換の過程において原子核から放出されるすべての種類のエネルギーをいう」ことになっている（法、二条）。しかし「核燃料物質」、「核原料物質」、「原子炉」、「放射線」については、基本法の第三条第二号乃至第五号で、「政令で定め

るもの」を予定していたので、これがために前記の核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令が制定されたのである。たとえば「核原料物質」について、基本法(三三三三号)は、「ウラン鉱、トリウム鉱その他核燃料物質の原料となる物質であつて、政令で定めるもの」と定義したのに基づき、核原料物質の定義に関する政令(昭和三十一年一三三三号)が制定され、先にこれを廃止して定められた前記の政令(昭和三十三年、三二五号)では、「ウラン若しくはトリウム又はその化合物を含む物質で核燃料物質以外のものとする」と定められた。また「核燃料物質」はきわめて詳細に規定され、「放射線」も空気を電離する能力をもつ電磁波又は粒子線を具体的に列挙することとなった。

法第二章は、「製錬の事業に関する規制」を定め、「原子燃料公社以外の者で製錬の事業を行おうとするものは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣及び通商産業大臣の指定を受けなければならない」(法三三三三第一項)とした。この製錬事業の指定及び関係規定は、施行令

(昭和三十三年) 第一章で定められた。また前記の核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則は、許可又は認可を要する事項について申請手続等を定めた。

特に、保安規定については、「原子燃料公社及び製錬事業者は、核燃料物質に係る製錬の事業を行う場合においては、総理府令、通商産業省令で定めるところにより保安規定を定め、事業開始前に、内閣総理大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。」(法一一二一条一項)「保安規定が核燃料物質による災害の防止上十分でないとき認めるときは、前項の認可をしてはならない」(同条二項)のであつて、所管大臣には、「核燃料物質による災害の防止のため必要があると認めるときは」保安規定の変更命令を出す権限がある(同条三項)なお保安規定を守る義務は、原子燃料公社及び製錬業者と同様にその従業者にもある(同条四項)。

法第三章は、「加工の事業に関する規制」で、「原子燃料公社以外の者で加工の事業を行おうとするものは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受け



法第五章は、「再処理の事業に関する規制」で、「原子燃料公社以外の者は、再処理の事業を行ってはならない。」ただし日本原子力研究所だけは例外である(法四)再処理についても、「保安のために講ずべき措置」(法四)、**「保安規定」**(法五)の規定がある。また核燃料物質使用の許可について規定され(法五二)、施行令の規定(令八条)のほか、特に前記の**核燃料物質使用等に関する規則**が定められた。

『原子炉の設置、運転等に関する規則』第八条と、『核燃料物質の使用等に関する規則』第三条第六号には、「許容週線量」、「許容濃度」、「許容表面濃度」を規定しているが、その具体的内容を昭和三十二年十二月二十八日、科学技術庁告示第九号で定め、これをさかのぼって十二月九日から適用している。

三

**放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行。**

この法律は、七章五十九条と附則から成り、「第三十五条第一項及び第四項並びに第五章の規定並びに第四十九条中放射線取扱主任者に係る部分及び附則第七項中放射線審議会に係る部分は、公布の日から施行する」が、その他はすべて「昭和三十三年四月一日から施行する」(附則一項)ものである。

施行関係の政令としては、**放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令**(昭和三三、一、二四)と、**核燃料物質、核原料物質及び原子炉の定義に関する政令の一部を改正する政令**(昭和三三、一、二四)が制定された。後の政令は前記の題名を、**核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令**と改め、新たに放射線の定義を加えたものである。

この法律第一章の総則には、目的として、「原子力基本法の精神にのっとり、放射性同位元素の使用、販売その他の取扱並びに放射性同位元素装備機器及び放射性発生装置の使用を規制することにより、これらによる放射線障害を防止し、公共の安全を確保すること」をかけた

(第一条)、用語の定義として、「放射線」、「放射性同位元素」、「放射性同位元素装備機器」、「放射線発生装置」を規定するとともにそれらの具体的内容はこれを政令にゆづっている(第二条)。「放射線」は、基本法の規定した「電磁波又は粒子線」(基本法三(条五号))を、前記の定義政令で具体的に「一 アルファ線、重陽子線、陽子線及びベータ線、二 中性子線、三 ガンマ線、四 百万電子ボルト以上のエネルギーを有する電子線及びエックス線」と定めた。「放射性同位元素」、「放射性同位元素装備機器」、「放射線発生装置」については、それぞれ施行令第一条から第三条までが具体的に定めている。

この法律第二章は、「使用及び販売の業の許可」で、「放射性同位元素、放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置を使用しようとする者は、政令の定めるところにより、科学技術長官の許可を受けなければならない」(法三条一項)とした。販売の許可並びに許可事項の変更の許可につき申請書の記載事項、その添付書類に記載すべき事項等は施行令が定めた(令四条から七条まで)。「使用の許可の基

準」(法六(条六))には、「放射線障害の発生するおそれがないこと」が掲げられている。施行令の第三章「使用施設等の基準」には、「使用施設の基準」(令八条)、<sup>(八条)</sup>「貯蔵施設の基準」(令九条)、<sup>(九条)</sup>「廃棄施設の基準」(令〇条)及び「詰替施設の基準」(令一条)を詳細に定めている。

この法律第三章「使用者、販売業者等の義務」では、「使用施設等の基準適合義務」を定め(法一(三条))、「使用の基準」(法一(五条))、「保管の基準」(法一(七条))、「運搬の基準」(法一(八条))、「廃棄の基準」(法一(九条))をかけた、「基準適合命令」が出せるようにしている(法一(四))。また放射線障害については、「予防規定」(法二(一条))、「教育訓練」(法二(二))、「障害者の発見」(法二(三))、「障害を受けた者又は受けたおそれある者に対する措置」(法二(四))を規定している。なお放射性同位元素については、「譲渡及び譲受の制限」(法二(九))、「所持の制限」(法三(〇条))、「取扱の制限」(法三(一条))及び「危険時の措置」(法三(三))が定められている。

この法律の第四章は、「放射線取扱主任者」について規定しており(法三四条から三八条まで)、「主任者の「認定の基準」

を施行令で定めている(令一)<sup>(二条)</sup>。主任者に関する部分は施行令の公布された昭和三十三年一月二十四日から施行された。

この法律第五章の「放射線審議会」(法三九)<sup>(条以下)</sup>に関する部分は、公布とともに施行された。

ほかに、施行令では、「放射線検査官の定数(二十人)及び資格」(令一)<sup>(三条)</sup>、「手数料」(令一)<sup>(四条)</sup>について定めている。なお放射線障害の防止に関する事務は原子力局の所掌事務に加えられた(科学技術庁組織)<sup>(令の一部改正)</sup>。

#### 四

ILO (国際労働機関) は、原子力の平和利用について強い関心を示しており、国際原子力機関の発足に際して両機関の協力に関する文書を交換した(国際労働局第一三七回理事会報告書)。他方また、かねてより討議調査を進めていた「放射線に対する労働者の保護」も、理事会の審議を経て一九五九年六月の第四十三回総会の議題として承認された。これを決定したところの一九五七

年十月—十一月の第一三七回理事会には、『放射線に対する労働者の保護に関する立法及び措置の報告書』<sup>(註)</sup>が提出された。この報告書には加盟国で関係立法及び措置についてなんらかの通報したものとしかかげられていないのは、ドイツ、アルゼンチン、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、デンマーク、エジプト、アメリカ合衆国、フィンランド、フランス、アイルランド、イタリー、日本、パキスタン、オランダ、ポーランド、ポルトガル、イギリス、スウェーデン、スイス、南阿連邦、ユーゴスラヴィアの二十三カ国である。そのうち四分の一だけが最近の関係立法を持つもので、およそ二分の一の諸国が立法の準備にとりかかっている状態である。日本は本稿で取りあげた二法律を通報したので、もっとも新しい立法を持つ国に数えられることになっている。その後施行関係の諸法令を整備して実施段階に入ったから、先進国的地位を占めるものといえてよいであろう。

(\*) Rapport sur la législation et la pratique concernant la protection des travailleurs contre les radiations.

(一九五八、二二、一七稿)